

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 大阪府警察

I 職員の男女の給与の額の差異（府令第7条第1項第1号イ）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.3%
全職員	79.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	104.0%
本庁課長補佐相当職	91.1%
本庁係長相当職	88.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.8%
31～35年	83.2%
26～30年	81.3%
21～25年	79.8%
16～20年	74.8%
11～15年	80.2%
6～10年	86.5%
1～5年	92.8%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」は、警察官及び警察行政職員である。
- ・「本庁部局長・次長相当職」は、女性職員の該当者なし。
- ・「本庁課長相当職」は、「警視(所属長及び所属長級)の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察行政職員」、「本庁課長補佐相当職」は、「警視(所属長及び所属長級を除く。)及び警部の階級にある警察官並びにこれに相当する職にある警察行政職員」、「本庁係長相当職」は、「警部補の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察行政職員」として計算した。
- ・月の途中から休職した職員についても、その月に給与を受けた職員の1人として計算した。
- ・勤続年数別で見ると、勤続年数6年以降から出産、子育て期を迎える女性が増加するため、育児休業や時短勤務制度の利用に伴う給料月額減額や、当直勤務、当番勤務及び深夜勤務の免除による各種手当の支給の差により、男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・勤続年数が26年以降は、育児休業や時短勤務制度を取得する職員が減少し、フルタイムで勤務する職員が増加することから、差異が小さくなっている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

(府令第7条第1項第1号ロ)

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	3.5%

【説明欄】

- ・「管理的地位にある職員」は、「警視（所属長及び所属長級）の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察行政職員」をいう。
- ・「管理的地位にある職員」の総数に対する女性職員の割合を示す。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(府令第7条第1項第1号ハ及び同条第3項第1号)

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	3.6%
本庁課長補佐相当職	4.2%
本庁係長相当職	6.8%

※ 階級段階に占める女性職員の割合及びその伸び率

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率(R8-R3)
警察官	管理職の割合	2.6%	2.6%	1.9%	1.0%	1.3%	1.6%	-1.0%
	警視正以上	5.1%	7.7%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	-2.5%
	警視	2.0%	2.5%	2.1%	1.4%	1.8%	2.2%	0.2%
	警部	2.2%	2.3%	2.9%	3.1%	3.1%	3.0%	0.8%
	警部補	4.6%	4.9%	5.0%	5.2%	5.3%	5.4%	0.8%
警察行政職員	管理職の割合	2.6%	5.1%	7.7%	5.1%	5.1%	17.5%	14.9%
	参事官	—	—	—	—	—	—	—
	課長	2.9%	5.7%	8.6%	5.7%	5.7%	19.4%	16.5%
	課長補佐	13.1%	14.0%	13.7%	15.3%	15.7%	13.2%	0.1%
	係長	23.6%	25.2%	29.2%	31.6%	33.2%	34.4%	10.8%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」は、女性職員の該当者なし。
- ・「本庁課長相当職」は、「警視（所属長及び所属長級）の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察行政職員」、
- ・「本庁課長補佐相当職」は、「警視（所属長及び所属長級を除く。）及び警部の階級にある警察官並びにこれに相当する職にある警察行政職員」、
- ・「本庁係長相当職」は、「警部補の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察行政職員」として計算した。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合（府令第7条第1項第1号二）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
警察官	25.4%	21.4%	21.8%	20.1%	23.0%
警察行政職員	58.3%	73.0%	73.8%	65.3%	75.9%

Ⅴ 当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異（令和7年度）（府令第7条第1項第2号イ及び同条第3号第2号）

		離職率	離職者の年代別割合									
			18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～
警察官	男性	2.1%	1.0%	12.9%	7.6%	6.3%	5.6%	3.3%	3.3%	3.3%	2.0%	54.7%
	女性	2.5%	2.9%	20.6%	16.2%	7.4%	13.2%	8.8%	2.9%	7.4%	1.5%	19.1%
警察行政職員	男性	1.9%	6.7%	—	—	13.3%	—	—	—	—	—	80.0%
	女性	2.0%	4.8%	14.3%	28.6%	4.8%	—	4.8%	14.3%	9.5%	—	19.0%

【説明欄】

- ・「離職」は定年退職、出向による退職は含まず計算した。
- ・「離職者の年代別割合」は、離職者数に対する各年代別の割合を示す。

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(府令第7条第1項第2号ロ)

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	77.7%
女性	98.5%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	2.5%	—	—	—
1週間以上2週間未満	5.4%	—	—	—
2週間以上1月以下	64.3%	—	—	—
1月超3月以下	23.3%	1.0%	—	—
3月超6月以下	2.9%	1.5%	—	—
6月超9月以下	0.7%	9.0%	—	—
9月超12月以下	1.0%	10.9%	—	—
12月超24月以下	—	9.0%	—	—
24月超	—	68.7%	—	—

【説明欄】

- ・女性職員の場合、令和7年度に出産し育児休業が取得可能となった職員に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合として計算した。
- ・男性職員の場合、令和7年度に配偶者が出産し育児休業が取得可能となった職員に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合として計算した。
- ・令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度に育児休業を取得せずに、令和7年度になって新たに取得した職員を含む。

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況 （府令第7条第1項第2号ハ）

日数の分布状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計取得率	97.9%	99.0%	98.8%	99.6%	99.4%
5日以上取得率	84.7%	81.8%	82.1%	82.7%	76.7%

【説明欄】

・「合計取得率」は「配偶者の出産休暇又は育児参加休暇を取得した男性職員数」を「配偶者が出産した男性職員数」で除して得た割合を示す。

Ⅶ 職員の勤務時間の状況
**管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間** （府令第7条第1項第2号ニの（1））

区分	令和7年度
内部部局等	14.0 時間／月
内部部局等以外	19.7 時間／月

【説明欄】

・「内部部局等」は、「警察本部の所属、市警察部総務課、方面本部、組織犯罪対策本部及び犯罪対策戦略本部」を示す。

・「内部部局等以外」は「警察署」を示す。

・月の途中で採用、退職、転任等があった職員についても対象職員として計算した。

・「年間の時間外勤務総時間数」を「年間の総職員数」で除して得た数値を示す。

・「年間の時間外勤務総時間数」は、前年度の各月の時間外勤務の総時間数を足し上げた数値、「年間の総職員数」は、各月の職員数を足し上げた数値として算出した。